

第3回 第6次富士宮市総合計画審議会議事録

令和7年8月19日（火）午後3時から

富士宮市役所7階710会議室

出席者

総合計画審議会：井口晴道委員、森岡恵美子委員、濱岡節子委員、小野亜季子委員、佐野契子委員、渡邊徳一委員、加納永子委員、太田精一委員、荻真教委員、戸塚康史委員、佐野智史委員、河原崎信幸委員、石田寛二委員、飯室憲一委員、渡井政行委員、光永健男委員、佐藤雅史委員、伊藤壽文委員、田中正男委員、市川顯委員、鍋島安佐子委員、金子充子委員、鈴木誠委員（23名）

市：杉浦真企画部長、佐野和也企画戦略課長、小松智彦地域政策推進室長、花田里実企画調整係長、芦澤雄一、市川和彦、遠藤裕司、関係部課長

三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）：佐々木雅一、山本和弘

1 開会

杉浦企画部長：

本日は、大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

会議に入る前に、本日ご欠席の委員を報告させていただきます。岡田委員、深野委員、佐野和義委員、岩垣委員、佐野和希委員、石川委員、森谷委員、土屋委員の以上8名です。

次に、資料の確認をお願いします。

本日の配布資料は、

- ・次第
- ・資料1：第6次富士宮市総合計画（案）に係る意見・要望に対する対応について
- ・資料2：第6次富士宮市総合計画基本計画（案）【基本目標1～4】
- ・第2回審議会の議事録
- ・第6次富士宮市総合計画（序論・基本構想案）修正点
- ・第6次富士宮市総合計画（序論・基本構想案）
- ・質問、意見等提出様式

の7種類です。

配布漏れなどありましたら、事務局へお知らせください。

それでは、ただいまより第3回富士宮市総合計画審議会を開会します。

ここからは、鈴木会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 第6次富士宮市総合計画（案）に係る意見・要望に対する対応について

鈴木会長：

それでは、早速会議を始めます。

本日の議事は、「第6次富士宮市総合計画（案）に係る意見・要望に対する対応について」、「第6次富士宮市総合計画基本計画（案）について」の2件です。

なお、基本計画案の審議は、基本目標ごとに行いたいと思います。

本日8月19日は、基本目標1（くらし・安全）から基本目標4（健康・福祉）までの審議を行い、来月9月9日の第4回審議会では、基本目標5（産業）から基本目標7（共創）と重点取組の審議を行いたいと思います。

はじめに「議事(1)第6次富士宮市総合計画（案）に係る意見・要望に対する対応について」、事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

企画戦略課の佐野でございます。

説明に先立ち、今日の会議資料の送付が直前となり、申し訳ありませんでした。

それでは、私から、議事(1)「第6次富士宮市総合計画（案）に係る意見・要望に対する対応について」説明させていただきます。資料1をご覧ください。

こちらは、前回の第2回審議会の後に、委員の皆さまからいただいたご意見やご要望について、その対応を記載させていただいたものとなります。

なお、前回の審議会の議事録は、本日、説明はいたしませんが、参考資料として配布させていただきます。そちらは、ご確認いただき、修正等必要な場合は事務局にお教えください。

資料1にありますとおり、前回の審議会の終了後に、ご意見をいただいたのは、静岡県富士農林事務所の深野智恵子委員の一人でした。

前回の審議会の議題では「第6次富士宮市総合計画 序論・基本構想（案）」についての審議でしたので、対応については全て企画戦略課で作成しております。

なお、説明につきましては、時間の都合もございますので、主なもの2つのみの説明とさせていただきます。

1ページ目の上から2つ目の項目をご覧ください。第3章「分野別の基本目標と政策の体系」について、「基本目標2（環境）の施策に、不法投棄や違法な残土処理等の、現在富士山麓で散見される状況への市としての対応の記載がないようですが、基本構想では触れないということでしょうか。後世に富士山の恵みを残すためには、重要な点と思慮します」との意見に対して、富士山の環境保全に向けた不法投棄や違法な残土処理に関する取組については、基本構想の第5章土地利用構想の「1 土地利用の基本方針」の「(3) 安全・安心な土地利用の確立」で土地利用を適正に規制していくこととしております。な

お、具体的な取組については、まちづくりの基本方針（重点取組）の具体的な事業や基本計画の基本目標の施策の中で、関連する取組を検討してまいります。

3 ページ目の上の項目をご覧ください。第5章「土地利用構想」の「2 ゾーン別土地利用の方向」「産業振興ゾーン」について、『「既存の工業団地周辺、国道139号の北山インターチェンジ、上井出インターチェンジ周辺については、地域振興のための産業誘導を進めるとともに、市街地に近い新東名高速道路新富士インターチェンジ周辺及び基幹道路周辺については、交通利便性をいかし、流通産業の導入を進めるとともに、優良農地や森林を適切に保全し、農林水産業を含めた産業の振興を図ります。」とありますが、工業団地のみが振興されていると誤解される可能性もありますので、「流通産業の導入を進める。」で一度切っていただいた方がいいと思います。工業団地と優良農地を並べて記載する必要はないと思います。29 ページの基本目標5の5の欄には、農林水産業の発展のために①担い手の育成、②先進技術の導入、③農林水産業の収益性の向上を目指す、④生産基盤の整備に努める、と記載があります。産業振興ゾーンですので、1次産業も入るのであれば、改行して記載をしていただいた方がいいのではないのでしょうか。例えば、「また、農林水産業の振興のため、生産基盤の整備に努め、優良農地の確保や森林の管理・活用を図ります。」などいかがでしょうか。』との意見に対して、土地利用構想における「ゾーン別土地利用の方向」では、市全体が調和の保たれた発展を成し遂げられるよう、市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性を生かした土地利用の方向を定めており、5つのゾーンのうち「市街地整備ゾーン」以外の4つのゾーンは、市街化調整区域であり、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、自然環境や農地を守るために、開発や建築を抑制する区域としています。

しかしながら、市街化調整区域においても、地域の特性や将来的な発展可能性を踏まえ、柔軟な対応が求められる場面も多くあることから、「ゾーン別土地利用の方向」の4つのゾーンでは、それぞれ特定の目的や施策に基づき重点的に管理・誘導を行っていくこととしています。

そこで、「産業振興ゾーン」については、工業団地の誘致や流通産業の導入を進めるとともに、農林水産業も産業の一つであり、優良農地や森林を適切に保全していくことを前提に、従来の製造業や流通に加え、新たな技術開発や発展が見込まれることから、農林水産業も含めた産業の振興を図ることとしています。

なお、工業団地と優良農地の併記につきましては、ご指摘のとおり誤解される可能性がありますことから、記載の修正を検討します。

こちらの資料の説明は以上となりますが、前回の審議会で、皆さまからいただいたご意見や、先ほどの深野委員のご意見により、「序論・基本構想」を修正した点を、本日の参考資料として「第6次富士宮市総合計画（序論・基本構想案）修正点」に示してあります。

また、その修正点を反映した「第6次富士宮市総合計画（序論・基本構想案）」もお配りしております。本日、修正点の説明はいたしません、後ほど、ご確認いただければと

思います。

「第6次富士宮市総合計画（案）に係る意見・要望に対する対応について」の説明は以上となります。よろしくお願いします。

鈴木会長：

ありがとうございました。ただいまの説明にあったとおり、参考資料である修正点については、またぜひご覧いただき、前回の会議での皆様からのたくさんのご意見がどのように反映されているのか、ご確認いただけたらと思います。もし気になる点がありましたら遠慮なくご意見いただけたらと思います。

このような前提に立ち、深野委員からの質問に対し、事務局から2点の説明がありました。説明のあった点あるいはそれ以外の点につきまして、質疑を受けたいと思います。いかがでしょうか。

（意見なし）

鈴木会長：

質疑等なしと認めます。

以上で、「議事(1)第6次富士宮市総合計画（案）に係る意見・要望に対する対応について」の質疑等を終わります。

(2)第6次富士宮市総合計画基本計画（案）基本目標1～4について

鈴木会長：

次に、「議事(2)第6次富士宮市総合計画基本計画（案）基本目標1～4について」に移ります。

はじめに「基本目標1 共に支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくり（くらし・安全）」について、事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

それでは、「第6次富士宮市総合計画基本計画（案）基本目標1」について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

なお、本日の審議会では、第6次総合計画の前期基本計画の7つある基本目標のうち、基本目標1の「くらし・安全」から4の「健康・福祉」までをご審議いただき、次回の審議会で、基本目標5～7と重点取組についてご審議いただきたいと考えています。

基本目標1～4について、本日この場でご意見やご要望をいただくこととなっておりますが、審議会終了後に質問用紙にご記入いただき、後日事務局に提出いただくこともできますので、ご活用いただけたらと思います。いただいたご意見につきましては、

基本目標 5～7 でいただいた質問と合わせて 10 月 8 日開催を予定している第 5 回の審議会にて皆様にご説明したいと考えています。

それでは、基本計画案について説明いたします。1 ページをご覧ください。

基本計画の体系としては、まず基本目標ごとに表紙を付けてあります。表紙の部分に、基本目標のタイトルと基本方針、その下に、基本目標に定める政策のタイトルを記載しております。

2 ページ以降からは、各政策を示したページとなり、政策の「タイトル」「目指すまちの姿」「貢献する SDGs 目標」「基本方針」「施策の内容」「主要な事業」「関連計画」を記載しています。

なお、こちらの基本計画は、最終的に冊子にする際には、レイアウトやデザイン、図などを使って、より見やすくいたします。

1 ページにお戻りください。1 ページの基本目標 1 「くらし・安全」についてご説明します。基本方針を「共に支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくり」とし、「コミュニティの充実を図り、防災・減災対策を進めるとともに、年齢や性別、国籍を問わず、互いに繋がり合いながら、安全・安心に暮らせる地域社会を形成します。」としています。基本目標 1 「くらし・安全」の政策は、1 の「コミュニティ活動」から 7 の「消防」までの 7 つです。

2 ページをご覧ください。政策 1 「コミュニティ活動」です。目指すまちの姿は、「地域の人たちの交流や活動が、活発に行われています。」としています。基本方針は、「市民活動の拠点となる施設を核に、こどもから高齢者まで幅広い地域住民が交流し、コミュニティ意識の高揚を図ります。また、地域コミュニティの中心となる団体である自治会の持続可能な運営を支援します。」としています。施策の内容は、1 として、「地域交流拠点施設の充実」、2 として、「持続可能な自治会に向けた支援」、3 として、「地域コミュニティ活動への支援」、としています。次ページの主要な事業は、「地域交流拠点施設整備事業」のほか、記載のとおりです。

4 ページをご覧ください。政策 2 「多様性の尊重」です。目指すまちの姿は、「誰もが互いに尊重し合い個性と能力を発揮できる環境が保たれています。」としています。基本方針は、「性別や年齢などにかかわらず個性と能力を発揮でき、人権が尊重される社会の実現のため、多様性についての理解の促進と関連施策を総合的に推進します。」としています。施策の内容は、1 として、「多様性についての理解の促進」、2 として、「困難な問題を抱える人の支援」、3 として、「人権の尊重・非核平和の推進」としています。次ページの主要な事業は、「男女共同参画推進事業」のほか、記載のとおりです。

6 ページをご覧ください。政策 3 「国際化・多文化共生」です。目指すまちの姿は、「互いの文化を理解し、地域で国際化・多文化共生が進められています。」としています。基本方針は、「友好交流関係都市をはじめ多様な海外都市との交流を深め、国際感覚を持つ人づくりを目指すとともに、外国人市民が安心して暮らし、活躍できる環境づ

くりを進めます。」としています。施策の内容は、1として、「国際交流の促進」、2として、「グローバル人材の育成」、3として、「多文化共生社会への推進」としています。次ページの主要な事業は、「中高生の海外派遣事業」のほか、記載のとおりです。

8ページをご覧ください。政策4「交通安全」です。目指すまちの姿は、「交通安全の意識が高く、事故のない環境が保たれています。」としています。基本方針は、「警察署や交通安全協会など様々な関係団体と連携し、広く交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全教育の充実と交通指導の強化に努めます。また、歩行者や自転車等が快適に利用できるよう、歩道や自転車の走行空間の整備を進めます。」としています。施策の内容は、1として、「交通安全意識の高揚」、2として、「交通安全教育の充実」、3として、「交通秩序の維持」としています。次ページの主要な事業は、「交通安全啓発事業」のほか、記載のとおりです。

10ページをご覧ください。政策5「防犯・消費生活」です。目指すまちの姿は、「犯罪を未然に防止し、安全・安心に暮らせる生活が保たれています。」としています。基本方針は、「誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との連携を密にするとともに、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者被害を未然に防止し、市民が安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費者教育と相談体制の充実を図ります。」としています。施策の内容は、1として、「防犯対策の推進」、2として、「犯罪被害者の支援」、3として、「暴力団追放運動の推進」、4として、「消費者教育の推進」、5として、「消費者の保護」としています。主要な事業は、「防犯まちづくり推進事業」のほか、記載のとおりです。

12ページをご覧ください。政策6「防災・減災」です。目指すまちの姿は、「自助・共助が実践され、地域の防災力が維持されています。」としています。基本方針は、「富士山噴火、地震、風水雪害（ふうすいせつがい）等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や、自主防災会による防災訓練の内容の充実を図り「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、避難所の整備や生活必需品等の備蓄を計画的に進め、防災力の高いまちを目指します。」としています。施策の内容は、1として、「防災・減災意識の高揚」、2として、「防災・減災体制の充実」、3として、「防災施設等の整備」、4として、「住宅・建築物等の地震対策の推進」、5として、「国民保護法に基づく体制の整備」としています。主要な事業は、「富士宮市事前都市復興計画」のほか、記載のとおりです。

14ページをご覧ください。政策7「消防」です。目指すまちの姿は、「災害や事故に迅速に対応する体制が確保されています。」としています。基本方針は、「市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢人口の増加等、環境の変化への的確に対応する消防体制の充実強化を図ります。」としています。施策の内容は、1として、「消防体制の強化」、2として、「消防団を中核と

した地域防災力の充実強化」、3として、「火災予防対策の推進」、4として、「救急体制の整備」としています。主要な事業は、「消防車両等更新事業」のほか、記載のとおりです。

16 ページをご覧ください。基本目標1「くらし・安全」の達成状況を測るための指標です。政策の進捗を確認する「指標」については、これまでは、客観的に把握できるデータで評価する「客観指標」が中心でしたが、第6次総合計画からは、新たにウェルビーイング指標とも言われる、個人の考えや経験、価値観などに基づいて評価する「主観指標」を加え、多面的かつ総合的に計画実行の成果を捉えていくこととしています。

基本目標1「くらし・安全」の達成状況を測るための指標は、まず、「客観指標」が、自治会等の地域活動に参加している人の割合、日本語学習支援に関わる人数（日本語ボランティア数）、市内における交通事故件数、市内における刑法犯認知件数、自主防災組織による防災訓練実施率としています。

次に「主観指標」は、日常の様々な場面で、安全・安心を感じながら生活できていると思う人の割合、個人が尊重されていると思う人の割合、富士宮市では、防災対策がしっかりしていると思う人の割合としています。

基本目標1「くらし・安全」の説明は以上となります。よろしくお願いします。

鈴木会長：

ありがとうございました。

それでは、基本目標1（くらし・安全）の7つの政策について、ご提案やご質問を受けたいと思います。なお、文量が多いため、ご発言の際には、該当のページ数をお示しいただきますようお願いいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

金子委員：

2 ページのコミュニティ活動についてお願いします。以前書類でも2点提出させていただきましたが、昔は子ども会や自治会に参加していましたが、こどもが大きくなるにつれて参加しなくなったように思います。働いている母親も多い中、子ども会や自治会は会員制であるため、加入することで「何か役をやらないといけないのでは」「忙しいのでは」と感じてしまい、加入へのハードルになっているように思います。時代背景を踏まえると、ゆるくつながれるコミュニティづくりが必要だと思います。

こういった中で、区民館は駐車場、室内ともに広いにも関わらず、平日に使っている人がおらず、すごくもったいないと感じています。私の周りには個人事業をされている方が多く、母親世代で平日、こどもが学校に行っている間に、ヨガ教室やワークショップをされている方もいます。そういった方々が商用利用できるように緩和してもらえたら、事業に挑戦のできる、女性にとってもやさしい仕組みになりますし、場所も新た

に作るのではなく、元々ある場所の活用になると思います。

また、地域には多様な世代の方がいるので、健康などをテーマとした世代関係なく参加できるワークショップを開催することで、自由に参加できるゆるいコミュニティやつながりができるのではないかと思います。

鈴木会長：

ありがとうございます。本日は担当課の方がおられるので、ご回答をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

市川市民交流課長：

ご意見ありがとうございます。現在、市内には3か所、交流センターがあります。稼働率は50%程で、地域の方や市民に利用いただいていると思っています。この他に、富士根地区に、新たな交流センターを来年2月1日にオープンする予定です。

また、市内には公民館もあります。こちらは社会教育法上の施設であるため、社会教育活動が中心になりますが、地域の活動や市民のボランティア活動といったいろいろな活動もできるように、交流センターに資する体系づくりの研究・検討を始めている段階です。すぐに実現できるわけではありませんが、社会教育活動だけでなく、より使いやすい施設にし、利便性を高めたいと考えています。

杉浦企画部長：

私の方から補足をさせていただきます。コミュニティ活動で目指すまちの姿というのは、「地域の人たちの交流や活動が、活発に行われている」というものでございます。そうした中で、施策の柱の1つとして地域交流拠点施設の充実を掲げており、交流センターや公民館をはじめ、区の集会所も拠点になり得ると思っていますので、それらをしっかりと整備していくことが重要だと考えています。

それに加えて、自治会を含め、様々なコミュニティ団体がありますが、それらの活動に対して、しっかりと支援をしていくことが、施策の柱として重要だと考えています。

また、地域自体がコミュニティ活動を実践しやすい雰囲気づくり、意識の醸成も重要だと考えています。この点については、まだ施策の中でそれを読み取れる表現が足りていないと思っています。持続可能な地域コミュニティづくり、それに向けた意識の醸成もしっかりと施策の中に入れるため、庁内で議論をしている最中です。以上です。

金子委員：

ありがとうございます。私の周りの方々にもそのように伝えたいと思います。

井口委員：

交流センターと、自治会が持っている区民館は別の施設です。金子委員は区民館に関する質問をしましたが、市の回答は交流センターについてだと思います。

杉浦企画部長：

基本的には、皆様の交流・活動が活発になることが目指すところであり、その拠点として交流センターを整備しています。交流センターは、ある程度の延べ床面積があり広く、大きな団体活動にも対応できる箱物としています。しかしながら、コミュニティ活動には、少人数の活動や、地区のみや近隣の方のみで行う活動など、大小いろいろな活動があると思われます。そのそれぞれに対応できる施設が、市内にはございます。交流センターや公民館もあれば、地区の区民館や集会所もございます。それらは全て地域の交流拠点になり得るのではないかと考えています。そのため、所管部署は異なりますが、それらをしっかりと活用し、様々なコミュニティ団体が活動できるような拠点の場を、市だけではなく、いろいろな団体と一緒に整備をしていくことが重要だと考えています。そういったことを目指すことにより、この地域の方々の交流・活動が活発になり、目指すまちの姿が思い浮かばれると考えています。

鈴木会長：

いろいろな市民活動や団体がある中で、施設の整備や利用開放ということを促して、大中小の様々な活動が活発になるよう、施設の利活用を進めていく方向性ということですね。

他にご意見はございますか。

光永委員：

基本目標１に対して７つの政策があり、その達成状況を測る指標が１６ページに出ています。施策の数が結構ある中で、指標が少ないように感じます。これについては、関連計画の方に書かれていると理解すればよろしいのでしょうか。

佐野企画戦略課長：

政策１つに対して、客観指標はできれば１つずつ置きたいと考えています。今までの計画からしても、成果指標の設定は難しい面もありますが、少なくとも主観指標では、政策の成果が反映されるような指標を設定したいと考えています。

鈴木会長：

他にはいかがでしょうか。

鍋島委員：

基本的な見方について質問させてください。例えば３ページに主要な事業の記載がありますが、これは施策の内容についての主要な事業であり、現状やっている事業という理解でよろしいでしょうか。それとも、これから取り組むことが書かれているのでしょうか。また、まだここに書かれていないことがこれから増えていくのでしょうか。

佐野企画戦略課長：

主要な事業には、現在行っている既存の事業、新たに取り組む事業がともに入っています。主要な事業は、施策を実施していくために、たとえばこのような事業を行っていくという、主な事業を示したものです。

政策によっては事業の数が非常に多くなる一方で、少ない事業で政策全般を担うものもあります。計画として皆様に見ていただくことを踏まえ、主なもののみを記載しています。

また、政策１のコミュニティ活動にはありませんが、政策２の多様性の尊重では、関連計画という記載がございます。こちらの計画を見ていただくと、この政策を進めるためのさらに具体的な内容が書いてあります。

主要な事業では、あくまでも施策を実現するための主な事業を分かりやすく掲載したいと考えています。

鈴木会長：

今、関連計画について説明がありましたが、どういう意味なのかが文字だけでは分かりません。施策の内容と事業をさらに深めていくという重要な計画であるならば、そのような補足説明があった方がいいかと思います。その点も検討いただけたらと思います。

他にはいかがでしょうか。

(意見なし)

鈴木会長：

それでは、基本目標１については以上とさせていただきます。

次の分野に移りたいと思いますが、基本目標１について新たな質疑が生じた委員におかれましては、本日、机の上に置かせていただいた質疑用紙にご記入の上、後日事務局へご提出ください。質疑については、事務局でとりまとめ、１０月に開催される審議会にて、当局から回答していただきます。

それでは、「基本目標２ 富士山の恵みに育まれた環境を未来へつなぐまちづくり(環境)」に移ります。事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

それでは、17 ページをご覧ください。基本目標 2「環境」です。

基本方針を「富士山の恵みに育まれた環境を未来へつなぐまちづくり」とし、「富士山がもたらす豊かな水資源や自然環境、景観を保全するとともに、安全で快適な生活環境を保つことで、市民が誇りとする郷土を次の世代に継承していきます。」としています。政策は、1の「地球環境」から6の「水利用」までの6つです。

18 ページをご覧ください。政策 1「地球環境」です。目指すまちの姿は、「地球環境の保全に向けて、エネルギーを有効に利用しています。」としています。基本方針は、「地球環境を守るため、市民の環境保全意識を高め、環境保全活動につなげるように努めます。また、エネルギーの有効利用を推進するとともに、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギーを導入し、ゼロカーボンシティの実現を目指します。」としています。施策の内容は、1として、「地球環境保全活動の推進」、2として、「ゼロカーボン推進戦略の推進」としています。次ページの主要な事業は、「地球温暖化対策事業」のほか、記載のとおりです。

20 ページをご覧ください。政策 2「生活環境」です。目指すまちの姿は、「環境にやさしい持続可能なまちになっています。」としています。基本方針は、「循環型社会を形成するため、市民、事業者及び行政が協働し、ごみの発生・排出の抑制、再使用の推進及び資源化の徹底に取り組みます。また、生活環境を安全で快適に保つため、処理施設の適正な維持・管理、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。」としています。施策の内容は、1として、「ごみの減量化・資源循環の推進」、2として、「廃棄物処理体制の整備」、3として、「生活排水処理体制の整備」、4として、「環境保全対策・環境衛生の充実」としています。主要な事業は、「資源ごみリサイクル事業」のほか、記載のとおりです。

22 ページをご覧ください。政策 3「自然環境」です。目指すまちの姿は、「大切な自然環境を守り育てています。」としています。基本方針は、「富士山麓で受け継いできた優れた自然について、自然保護・多様性保全策を積極的に推進します。」としています。施策の内容は、1として、「生物多様性保全の推進」、2として、「自然環境保護活動の実施・支援」としています。次ページの主要な事業は、「生物多様性地域戦略」のほか、記載のとおりです。

24 ページをご覧ください。政策 4「景観」です。目指すまちの姿は、「富士山が美しく映える景観が創られています。」としています。基本方針は、「「富士山の庭園都市」にふさわしい自然景観や歴史的な景観を適切に保全するとともに、周辺の景観との調和に配慮した景観形成を誘導し、富士山が美しく映えるまちとして、市民とともに魅力的な景観を創ります。」としています。施策の内容は、1として、「景観の保全」、2として、「景観の創造」としています。次ページの主要な事業は、「景観計画・景観形成事業」のほか、記載のとおりです。

26 ページをご覧ください。政策5「花と緑・水辺」です。目指すまちの姿は、「花と緑と水から、潤いと安らぎを感じています。」としています。基本方針は、「豊かな自然のさらなる魅力の創出を図るため、市民との協働により、花壇づくりや河川愛護の団体活動を推進するとともに、花と緑と水辺の環境整備を進めます。」としています。施策の内容は、1として、「緑化の推進」、2として、「水辺空間の形成」としています。次ページの主要な事業は、「美しい花いっぱいのまちづくり事業」としております。

28 ページをご覧ください。政策6「水利用」です。目指すまちの姿は、「限りある水資源を守り有効に活用されています。」としています。基本方針は、「水資源をかん養するとともに、地下水の調査や湧水池の巡回監視等を行いながら、限りある水資源の適正な利用を図ります。」としています。施策の内容は、1として、「地下水・湧水の観測・調査」、2として、「水資源かん養の推進」、3として、「地下水の適正な利用指導」としています。次ページの主要な事業は、「地下水位観測事業」のほか、記載のとおりです。

30 ページをご覧ください。基本目標2「環境」の達成状況を測るための指標です。「客観指標」は、温室効果ガス排出量削減率、再生可能エネルギーによる発電電力量、1人1日あたりのごみ総排出量、生物多様性保全に資する地域(OECM)の面積、1人あたりの緑地面積としています。

次に「主観指標」は、「富士宮市には、自慢できる自然景観があると思う人の割合」「富士宮市の空気や水は澄んでいてきれいだと思う人の割合」「富士宮市では、リサイクルや再生可能エネルギー活用等、環境への取組が盛んであると思う人の割合」としています。

基本目標2「環境」の説明は以上となります。よろしくお願いします。

鈴木会長：

ありがとうございました。説明いただきました「基本目標2 富士山の恵みに育まれた環境を未来へつなぐまちづくり（環境）」の基本計画案について、ご意見等を遠慮なく出していただけたらと思います。その際、資料のページ数も示していただけたらと思います。

皆様、いかがでしょうか。

小野委員：

22 ページには、政策3の自然環境があり、貢献するSDGs目標が4つ記載されています。第5次の後期計画では、自然環境は、基本目標1の政策4にあり、SDGs目標は6と15になっています。減っている目標と増えている目標がありますが、その理由を教えてください。

鈴木会長：

では、ご回答をお願いします。

横山花と緑と水の課長：

ご指摘の部分について、第5次から変わった点はないかと思いますので、後ほど確認させていただきます。

小野委員：

説明不足だったかもしれませんが、SDGs 目標 11、13、15、17 を選んだ理由をご説明いただけたらと思います。

横山花と緑と水の課長

生物多様性の話でよろしいでしょうか。この点につきましては、地域戦略を設けることとしておりまして、第3次富士宮市環境基本計画に盛り込んでいきたいと考えています。

小野委員：

質問の意図としましては、水や緑を頑張るということ以外に、新しく「パートナーシップで目標を達成しよう」や「住み続けられるまちづくりを」が書いてありましたので、市としてどのようなお考えなのかを確認したいと思い、質問させていただきました。

横山花と緑と水の課長：

施策内容の中に、保全とありますが、生物が抜けている箇所がありますので、後ほど追加したいと思います。

鈴木会長：

おそらく質問の主旨と回答が違ってきているかと思います。小野委員の方から確認したいことや、こうすべきだと思われることについて質問用紙の方に書いて出していただけますでしょうか。市にはそれを受けて正確に読み込んだうえで回答いただけたらと思います。

マイクの関係で少し聞こえづらいのかもしれませんが、少し大きな声でお話いただけたらと思います。

小野委員

承知しました。施策の内容の一つ目の、生物多様性保全の推進に2つ文章があります。希少野生動物の保全は間違いなく重要かと思いますが、生物多様性保全では、全体的な

バランスを見て多様性を守っていかなければならないと思います。生物多様性を守る＝希少生物を守るという誤解を与えてしまうとよくないと思いますので、もう少し違う表現を検討した方がいいと思います。

鈴木会長：

ありがとうございます。そのような点を考えてもらい、市には回答いただきたいと思っています。とても貴重で重要なご意見かと思っていますので、質問用紙の方にも書いて出していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

他にはいかがでしょうか。

飯室委員：

18 ページの施策2のゼロカーボン推進戦略の中身について教えていただきたいです。一つ目に「地域資源を活用した再生可能エネルギー」とありますが、水力や間伐材によるバイオマスは入っていますか。

芦澤環境エネルギー室長：

ご指摘のとおり、水力、バイオマスはもちろん、太陽光による再生エネルギーも意識しています。

飯室委員：

バイオマスには必要であれば間伐材も利用するというのでしょうか。

芦澤環境エネルギー室長：

木材の再利用含め、自然由来の再生エネルギーを進めていきたいと考えています。また、地熱などの新しい自然エネルギーも進めていきたいと考えています。

鈴木会長：

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

伊藤委員：

全ての客観指標と主観指標についてお聞きしたいです。これらは6次のみで測定するのでしょうか。それとも、7～8次でも測定するのでしょうか。

質問の意図としましては、継続して向上しているかを見ていくべきだと思いますので、毎年変わってしまうと意味がないと思います。その点を教えていただけたらと思います。

佐野企画戦略課長：

第6次の総合計画は10年計画となります。ご覧いただいているのは前期の5年間の計画です。5年間の政策とそれを測る指標はこれでいきたいというものを示させていただきます。

後期の5年間では、指標の修正も検討したうえで、継続するものはするという整理で進めていきたいと考えています。

伊藤委員：

最低5年間は同じ質問を続けるということですね。分かりました。

鈴木会長：

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

佐藤委員：

24ページの景観について、お話をさせていただきます。私どもは浅間大社の周辺の地中化の事業について、富士宮市の景観計画に基づいて、お手伝いをしています。インフラ整備を通じて景観整備をお手伝いしています。

それを前提にすると、施策の2の景観の創造は、全体を見たときに、規制誘導措置をすることによって、景観をつくっていくように読み取れてしまいます。公共側のインフラ整備によって公共空間を高質化する取組もしますので、その点を前のめりに表現できるといいと思います。たとえば、一つ目を「景観計画に基づき景観形成基準を設定し、官民が連携して良好な景観を創出するとともに」とするといいいのではないのでしょうか。「官民が連携して」と入れていただくと、我々もお手伝いしやすくなると思います。

また、主要な事業と関連計画に、できましたら担当部署をカッコ書きで書いていただけると見やすくなると思います。

鈴木会長：

ありがとうございました。では、回答をお願いします。

二又川都市計画課長：

一点目について回答させていただきます。全体で見ると官民の視点は入ってくると思います。ただ、そのように表現するかどうかについては、内部で検討させていただけたらと思います。

佐野企画戦略課長：

二点目については、計画の見やすさもありますので、事業の担当課が分かる対応表を

別で作成させていただきたいと考えています。

鈴木会長：

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

濱岡委員：

24 ページに景観、26 ページに花と緑・水辺があります。両方に景観計画・景観形成事業がありますが、なぜ分かれているのでしょうか。

鈴木会長：

では、回答をお願いします。

二又川都市計画課長：

景観では、景観計画・景観形成事業がメインです。花と緑・水辺でも、かなり市民活動が活発ですので、両方に記載がありますが、どちらが主なのか考えて絞っていく必要があると考えています。検討させていただきます。

濱岡委員：

景観の中に花や緑などがあるため、分けるということが頭になく、なぜ分けるのか疑問に思いました。その点について検討いただけたらと思います。

鈴木会長：

ありがとうございました。皆様、以上でよろしいでしょうか。

この後にもご意見があるかと思いますので、積極的に意見提出表に記入して後日出してほしいと思います。

それでは、「基本目標3 こどもの健やかな成長と心豊かな人が育つまちづくり（こども・教育文化）」に移ります。事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

それでは、31 ページの基本目標3「こども・教育文化」についてご説明します。基本方針を「こどもの健やかな成長と心豊かな人が育つまちづくり」とし、「こどもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、郷土の自然、歴史、文化を学び、自分らしく心豊かに暮らせる環境づくりを進めます。」としています。政策は、1の「こども・若者・子育て」から6の「生涯学習」までの6つです。

32 ページをご覧ください。政策1「こども・若者・子育て」です。目指すまちの姿は、「こども・若者・子育て家庭の思いが実り、笑顔があふれています。」としています。

基本方針は、「誰もが自分らしく幸せに生きることができる社会～こどもまんなか富士宮～を実現するため、こども施策の充実を図るとともに、結婚・出産・子育ての選択ができ、希望がかなえられる社会の実現に向けて、若い世代の出会いを応援し、結婚・子育てへの思いが実る環境づくりに努めます。」としています。施策の内容は、1として、「地域における子育て・子育ての支援」、2として、「保育・就学前教育の体制確保及び推進」、3として、「発達が気になる子の療育支援」、4として、「経済的な支援の充実」、5として、「若者の思いが実る環境づくり」としています。主要な事業は、「放課後児童健全育成事業」のほか、記載のとおりです。

34 ページをご覧ください。政策2「青少年健全育成」です。目指すまちの姿は、「地域ぐるみで、心身ともに健全な青少年を育む体制が整えられています。」としています。基本方針は、「地域社会における人々との関わりを通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、社会総掛かりで、青少年を育む体制づくりを向上させるため、家庭・学校・地域の連携を強化し、青少年のための教育相談・指導体制を充実します。」としています。施策の内容は、1として、「青少年活動の充実」、2として、「育成環境の充実」としています。次ページの主要な事業は、「青少年教育相談事業」のほか、記載のとおりです。

36 ページをご覧ください。政策3「学校教育」です。目指すまちの姿は、「豊かな人間性や社会性をもつ児童生徒が育っています。」としています。基本方針は、『「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」の育成を目指して、学校・家庭・地域が連携・協働し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、安全・安心に学べるより良い教育環境づくりに努め、一人ひとりのウェルビーイングの向上を目指します。』としています。施策の内容は、1として、「学校教育の充実」、2として、「学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進」、3として、「教育環境の整備」としています。主要な事業は、「コミュニティ・スクール推進事業」のほか、記載のとおりです。

38 ページをご覧ください。政策4「文化・芸術」です。目指すまちの姿は、「地域の歴史・文化を学び、郷土に愛着を感じる心豊かな人が育まれています。」としています。基本方針は、「富士山の豊かな自然のもと生まれ育まれ守られてきた歴史・文化の継承と、それらを背景とした文化芸術活動の振興を図ります。また、関連分野と連携しながら、価値の共有や担い手の育成、活動を継続できる環境整備、多様な手法による情報発信等を推進します。」としています。施策の内容は、1として、「世界遺産富士山の継承」、2として、「文化芸術活動の振興」、3として、「文化財の保存・活用」、4として、「施設の整備・活用」としています。次ページの主要な事業は、「世界遺産のまちづくり事業」のほか、記載のとおりです。

40 ページをご覧ください。政策5「スポーツ・レクリエーション」です。目指すまちの姿は、「それぞれの興味や関心に合わせて、誰もが気軽にスポーツに親しんでいます。」

としています。基本方針は、「「する」スポーツだけではなく、「みる」「ささえる」など、それぞれの興味や関心に合った視点でスポーツに関わることができるよう環境を整えます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の更新及び整備を進めるとともに、スポーツツーリズムやスポーツ交流、レクリエーションスポーツなどスポーツによるまちづくりを推進し、人々の交流機会を増やします。」としています。施策の内容は、1として、「スポーツ環境の充実」、2として、「施設の整備・活用」、次ページの主要な事業は、「スポーツ大会誘致事業」のほか、記載のとおりです。

42 ページをご覧ください。政策6「生涯学習」です。目指すまちの姿は、「多様な学習機会が確保され、誰もが生涯にわたって学び続けています。」としています。基本方針は、「多様な学習機会の創出や環境の整備を行うとともに、学習成果を生かしたまちづくりを推進します。また、図書館の資料、施設及び設備の整備に努め、読書に親しみ利用しやすい読書環境の充実を図ります。」としています。施策の内容は、1として、「学習活動の推進」、2として、「図書館活動の推進」、3として、「学習環境の充実」、次ページの主要な事業は、「地区公民館事業」のほか、記載のとおりです。

44 ページをご覧ください。基本目標2「こども・教育文化」の達成状況を測るための指標です。「客観指標」は、『「将来希望する夢や進路があり、叶えたい」と思う、こども・若者の割合』『「する、みる、支えるのいずれかの形でスポーツに親しんだ人の割合』『人口あたりの生涯学習講座受講者数』としています。

次に「主観指標」は、「富士宮市は、こどもが生き生きと育つ環境が整っていると感じる人の割合」「富士宮市で、今後も子育てをしていきたいと思う保護者の割合（3歳児健診問診）」「文化芸術に親しむ機会や文化財の保存・活用など、文化的な環境に満足している人の割合」としています。

基本目標3「こども・教育文化」の説明は以上となります。よろしくお願いします。

鈴木会長：

ありがとうございました。説明いただきました「基本目標3 こどもの健やかな成長と心豊かな人が育つまちづくり（こども・教育文化）」の基本計画案について、いかがでしょうか。

加納委員：

子育てについてお願いします。少子化になっていく中で、赤ちゃんを抱えたお母さん方がどのような心境で子どもを育てるかが一番大切だと思います。未就学児の対応はどのようにされていくのでしょうか。今もいろいろなことをやられているかと思いますが、少子化が進む中で、子どもを抱えて右往左往するお母さんが増えてくるかもしれません。ぜひ教えていただけたらと思います。

鈴木会長：

32、33 ページについてですね。では、回答をお願いします。

臼井健康増進課長：

健康増進課で保健センターを所管しております。妊婦や出産を控えている産婦に対する支援をセンターで行っています。施策1の3、4つ目で包括的な支援を行うとしております。保健師を中心に、出産前の妊婦、すなわち妊娠期から出産、出産後まで伴走的に切れ目のない形で付き添って相談に乗り、よりよい子育てにつなげていくということを、保健センターが中心となってやっていきたいと考えています。

加納委員：

ありがとうございました。

鈴木会長：

他にはいかがでしょうか。

戸塚委員：

32、33 ページについてお願いします。校長会の岩垣先生がいない中で恐縮ですが、学校教育では不登校が課題になっています。その中で、文科省が毎年出す調査結果では、令和4年から5年にかけて、小学校1年生の不登校が倍に増えています。小1の壁と言われ、環境の変化が大きいとされています。36 ページに学校教育もありますが、32 ページの施策2の3つ目に、義務教育への円滑な接続、という記述があるといいと思います。

鈴木会長：

32 ページの記述についてご意見がありました。担当課の方で回答をお願いします。もしこの場での回答が難しければ、今のご質問は改めて提出し、書面で回答いただけたらと思います。ただ、可能であれば、今できる範囲でご回答いただけたら助かります。

横山保育支援課長：

ご提案ありがとうございます。今ご指摘いただきました円滑な接続については、取組を始めているところでございます。質の高い保育や教育の提供、保育・教育の推進については、若干ニュアンスを含んだ記載に変えさせていただこうと考えています。

戸塚委員：

前向きなご意見をいただいたかと思います。ありがとうございます。

鈴木会長：

他にはいかがでしょうか。

太田委員：

44 ページの客観指標と主観指標についてお伺いします。

客観指標の『「将来希望する夢や進路があり、叶えたい」と思う、こども・若者の割合』は、そういったことを意識しているこども・若者を対象にするのでしょうか。対象年齢も教えてください。

「する、みる、ささえるのいずれかの形でスポーツに親しんだ人の割合」は、市民全体を捉えるのか、対象を教えてください。

主観指標の「富士宮市は、こどもが生き生きと育つ環境が整っていると感じる人の割合」と「文化芸術に親しむ機会や文化財の保全・活用など、文化的な環境に満足している人の割合」もどう捉えるのか教えてください。

佐野企画戦略課長：

「する、みる、ささえる」という客観指標と、主観指標の2つは、アンケートを市の方で毎年実施していきたいと考えています。市民から抽出した方にアンケートをお願いして、割合を測っていきたいと考えています。

「将来希望する夢や進路」については、こども計画に記載がありますので、担当課より回答いたします。

内山こども未来課長：

まずこども計画は、策定する際にアンケートをとり、こども・若者の意見を取り入れた計画です。こども・若者の持つ意識の実現、こども・若者中心の社会をつくりたいと思っており、希望を叶えたいと思うこども・若者の割合を指標に設定しています。

対象は、39 歳くらいまでですが、全員が高い意識を持っている訳ではないので、区分けすることも考えていきたいと思います。

太田委員：

「する、みる、ささえる」など、抽出した割合で実態が分かるのでしょうか。

佐野企画戦略課長：

抽出というのは、市民から無作為で抽出し、「する、みる、ささえる」のいずれかの形でスポーツに親しんでいるかどうかをたずね、親しんでいると回答した人の割合を使っていきたいと考えています。いわゆる市民アンケートを実施するという意味合い

です。最初からスポーツに親しんでいる人に聞くわけではなく、一般の人に聞き、親しんでいる人の割合を明らかにしていきたいと考えています。

太田委員：

その方法で正しい評価ができるのでしょうか。

杉浦企画部長：

私の方から説明をさせていただきます。市ではいろいろな政策を決めたり、判断したりするときに市民アンケートを実施しております。13 万人弱の市民がいますが、無作為抽出で 2,000 人ないし 3,000 人程度を拾い出しまして、地区や年齢世代をしっかりと分けたうえでアンケートをすると、それがほぼ市民全体の判断の把握のための参考資料として使えるということが、統計上、示されています。これまでも、そして今回の総合計画を策定する中でも、基本的にはそういったことに基づきまして、2,000 人ないし 3,000 人を無作為抽出し、様々なアンケートを実施させていただいております。

また、これまでの第 5 次で設定していた客観的に見られる指標は、数字自体は上がっているが、市民の満足度も本当に上がっているのか判断ができませんでした。そこで、この第 6 次からは客観的に見られる指標だけではなく、どう思うかという主観指標を相互に並べることで、市民の皆様にも、達成の方向へ順調に進んでいるのかどうか判断していただけるようにしたいと考えております。

このような形で進めさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木会長：

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

渡邊委員：

37 ページになりますが、主要な事業で、部活動の地域連携・地域展開推進事業や学校再編とありますが、こういった趣旨で行うのかお聞きしたいです。

また、40 ページで、「市が誘致する国際大会、全国大会」とありますが、市内に開催のできる設備があるのかについてお聞きしたいです。

また、10 万人を超える都市で、東部でも県内でも富士宮市だけ陸上競技場がなく、残念に思っています。そういった設備にもご協力をお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

鈴木会長：

では、回答の方、よろしくお願いいたします。

齋藤学校教育課長

学校教育課から部活動の地域連携・地域展開についてご回答します。市内の中学校の生徒数を踏まえると、1校では部活動で試合に出る人数が揃わない学校が多数出てきています。競技問わず、大変少ない人数で行っているという現状が何年か前からあります。

そこで、市として持続可能な部活動を、子どもファーストの考えの下で進めていきたいと思っています。

佐野教育総務課長：

私の方から学校再編についてご回答します。富士宮市では年々子どもの数が減少しており、令和6年度の4月に富士宮市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針を策定しました。昨年度から学校再編に向けた動きを進めており、現在進行中です。そのため、第6次総合計画でも学校再編を掲載しています。

望月スポーツ振興課長：

国際大会、全国大会についてご回答します。41ページにスポーツ大会誘致事業を記載しています。市内には静岡県ソフトボール場である富士山スタジアムがあり、令和10年にインターハイを開催される予定です。

富士山スタジアム以外のスポーツ施設につきましても、将来的にはそのような大会ができるように進めていきたいと思います。

陸上競技場については、整備に多額の費用がかかります。土地を含めてすぐに解決できる問題ではありませんので、現時点での予定はありません。

渡邊委員：

ありがとうございました。

鈴木会長：

この他にもまだ確認されたいところがあるかもしれませんが、より正確に回答いただくために、質問書をまた出していただけたらと思います。

それでは、時間の関係もありますので、「基本目標4 誰もが健やかで安心できる暮らしを地域で支えるまちづくり（健康・福祉）」に移ります。事務局から説明をお願いします。

佐野企画戦略課長：

それでは、45ページの基本目標4「健康・福祉」です。基本方針を『「誰もが健やかで安心できる暮らしを地域で支えるまちづくり」とし、切れ目のない支援体制の充実を

図り、誰もが健やかで安心できる暮らしを地域で支える環境づくりを進めます。』としています。政策は、1の「健康づくり」から6の「社会保障」までの6つです。

46 ページをご覧ください。政策1「健康づくり」です。目指すまちの姿は、「ともに助け合い、誰もが健康で安心して暮らしています。」としています。基本方針は、「市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、地域や関係機関との連携を強化し健康づくり施策の推進を図るとともに、健康づくりを担う人づくり、コミュニティを生かした支援体制の充実に努めます。」としています。施策の内容は、1として、「健康づくりの推進」、2として、「保健・予防の推進」としています。次ページの主要な事業は、「健康診査事業」のほか、記載のとおりです。

48 ページをご覧ください。政策2「医療」です。目指すまちの姿は、「地域医療が充実し、安心して医療が受けられるようになっていきます。」としています。基本方針は、「市民が安心して医療を受けることができる医療体制及び災害時に対応できる医療救護体制の強化に努めます。また、地域の中核病院として、市立病院の医療機能及び診療体制の充実に努め、地域の医療機関と連携して市民の健康と安心して受診できる地域医療体制の充実に図ります。」としています。施策の内容は、1として、「地域医療体制の確保」、2として、「市立病院の医療環境の充実」としています。次ページの主要な事業は、「市立病院の施設改修等に向けた取組」のほか、記載のとおりです。

50 ページをご覧ください。政策3「地域福祉」です。目指すまちの姿は、「誰もが生きがいや役割を持ち、地域で支えあいながら暮らし続けていきます。」としています。基本方針は、「住み慣れた地域や家庭で、誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくり、居場所づくりなどの地域福祉の充実に図ります。また、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。」としています。施策の内容は、1として、「地域福祉意識の高揚」、2として、「地域福祉の推進」、3として、「地域共生社会の実現」としています。主要な事業は、「重層的支援体制整備事業」としています。

52 ページをご覧ください。政策4「高齢者福祉」です。目指すまちの姿は、「高齢者が、生きがいと尊厳を持って元気に暮らしています。」としています。基本方針は、「高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。また、どのような状態になっても、尊厳を持って安心して元気に暮らせるよう、住み慣れた地域で医療・介護のみならず、住まい、生活支援などが一体となって提供される包括的な支援体制を整備します。」としています。施策の内容は、1として、「自立と社会参加の促進」、2として、「福祉環境の整備・充実」、次ページ3として、「地域生活支援体制の推進」としています。主要な事業は、「高齢者つながり・生きがい創出事業」としています。

54 ページをご覧ください。政策5「障がい者福祉」です。目指すまちの姿は、「障が

いのある人が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。」としています。基本方針は、「障がいのある人が、住み慣れた地域で自らの意思で必要な支援を受けながら生活ができる社会、当たり前で働ける社会の実現に向け、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できるよう、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、互いに認め合いながら共生する社会の実現を目指します。」としています。施策の内容は、1として、「安心して地域生活を送るための支援」、2として、「社会参加をするための支援」としています。次ページの主要な事業は、「地域生活支援事業」のほか、記載のとおりです。

56 ページをご覧ください。政策6「社会保障」です。目指すまちの姿は、「誰もが必要な支援を受けられ、安心して生活を続けられるようになっています。」としています。基本方針は、「誰もが安心して生活を続けられるように、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、制度そのものの理解を深めるための情報提供の方法や相談体制を整えるよう努めます。」としています。施策の内容は、1として、「生活困窮者の支援」、2として、「国民健康保険の安定運営」、3として、「後期高齢者医療制度の運用」、4として、「国民年金制度の普及・啓発」、5として、「介護保険の安定運営」としています。主要な事業は、「低所得者世帯 介護保険料 軽減繰出金事業」としています。

58 ページをご覧ください。基本目標4「健康・福祉」の達成状況を測るための指標です。「客観指標」は、健康寿命（平均自立期間）（男性）、健康寿命（平均自立期間）（女性）、・就労支援施設から一般企業への就業者数としています。

次に「主観指標」は、私は、健康な状態であると思う人の割合、富士宮市では、介護・福祉施設のサービスが受けやすいと思う人の割合としています。

基本目標4「健康・福祉」の説明は以上となります。よろしくお願いします。

鈴木会長：

ありがとうございました。説明いただきました「基本目標4 誰もが健やかで安心できる暮らしを地域で支えるまちづくり（健康・福祉）」の基本計画案について、いかがでしょうか。

戸塚委員：

50 ページですが、施策内容の2の2つ目の避難行動要支援者という言葉が難しいと感じています。高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国の方などが該当すると思います。保健所としては、ペットの避難という別の問題もあります。

「高齢者、障がい者など、災害時に特に避難支援が必要な」と入れると、より分かりやすくなると思います。

また、55～56 ページですが、相談が大切だと思います。51 ページの地域福祉には相談の記載があり、52 ページの高齢者福祉でも地域包括支援センターのところで書かれ

ており「多様なニーズに対応できる体制の整備」で読み取れると思います。

障がい者福祉では、55 ページの重層的支援体制で相談支援体制が書かれていますので、本文にも相談について記載されているといいと思いました。

鈴木会長：

貴重なご意見ありがとうございました。2点あったかと思います。ご回答をお願いします。

佐々木福祉企画課長：

ご意見いただき、ありがとうございました。50 ページの避難行動支援者については、災害発生時に避難の支援が必要な方と考えており、具体的には要介護3以上、身体障害者手帳1、2級、療育手帳、精神障害手帳をお持ちの方、75 歳以上のみの単身者や世帯としています。記載について、もう少し分かりやすくしたいと思います。

松本障がい療育支援課長：

ご指摘ありがとうございます。相談については、入れさせていただきたいと思います。

鈴木会長：

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(意見なし)

鈴木会長：

後日、ご意見がありましたら、質問書の方で提出いただけたらと思います。

以上で本日予定していました、第6次富士宮市総合計画基本計画（案）審議についての質疑等を終わります。本来であれば、事前に皆様のご意見を見ていただき、それを踏まえて回答いただいた方がよかったかと思います。今回はそういった時間を設けることができませんでしたので、この場でご質問し、この場で回答いただくということになりました。改めて、新たなこと又は重複することでも結構ですので、意見書にご記入いただき提出いただけたらと思います。

この後の進行は、事務局へお返しします。

杉浦企画部長：

鈴木会長、ありがとうございました。

私の方からも改めて、この第6次富士宮市総合計画の案の策定について、皆様をお願いしたい点がございます。この計画は、第1回の審議会でご説明したとおり、策定過程

におきましては、市民参加の機会を設ける、皆様とともに考えて協力し合って作る計画づくりを心掛けているところでございます。また、配慮する点として、バックキャスティング方式と言いますが、最初にしっかりと目標とする未来像を描いて、その未来像を実現する道筋を、未来から現在にさかのぼって考えてこの計画を策定するとしていきます。この計画は、これからの10年後の富士宮市の将来を形づくっていく重要な計画でございます。現在、職員間におきましても、目指すまちの姿をしっかりとイメージする中で、さらによりよい計画となるよう、改めて将来に向けた課題を整理する中で、基本計画の部分について、施策の内容等の見直しを継続して行っているところでございます。皆様におかれましても、本日お示ししました、この分野別の基本目標、目指すまちの姿、基本方針、施策の内容、主要な事業、成果指標といったことにつきまして、ご指摘あるいは不足する部分等ございましたら、遠慮なくご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 その他

杉浦企画部長：

それでは、次第の「3 その他」でございます。事務局より連絡事項がございます。

佐野企画戦略課長：

それでは、2点事務連絡です。

1点目について、本日、第6次富士宮市総合計画基本計画（案）【基本目標1～4】について、ご審議いただきましたが、質疑がある委員は、本日、配布した「質問、意見等提出様式」にご記入の上、FAX またはメールにて、8月25日（月）までに、事務局へご提出ください。様式データについては、会議終了後、メール送付いたします。

また、いただきました質問、意見については、事務局でとりまとめ、後日開催される審議会にて、当局から回答させていただきます。

2点目として「次回以降の審議会の日程及び審議内容」について、説明させていただきます。

次回の審議会では、第6次富士宮市総合計画基本計画（案）「基本目標5 産業」から「基本目標7 共創」と、重点取組について、ご審議いただきたいと思います。

次回、第4回の審議会は、9月9日（火）午後3時から市役所710会議室（この場所）で開催いたします。よろしくお願いいたします。

杉浦企画部長：

以上で「3 その他」を終了します。

4 閉会

杉浦企画部長：

それでは、本日の予定は全て終了しました。

以上で第3回富士宮市総合計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中長時間にわたりご出席いただき、ありがとうございました。次回もまたよろしくお願いいたします。

午後5時終了